

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成29年5月18日(2017.5.18)

【公開番号】特開2015-209465(P2015-209465A)

【公開日】平成27年11月24日(2015.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2015-073

【出願番号】特願2014-90810(P2014-90810)

【国際特許分類】

C 08 L 27/06 (2006.01)

C 08 K 5/12 (2006.01)

A 61 L 29/00 (2006.01)

A 61 L 31/00 (2006.01)

【F I】

C 08 L 27/06

C 08 K 5/12

A 61 L 29/00 G

A 61 L 31/00 C

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月31日(2017.3.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 下記(1)及び(2)の特徴を満たす塩化ビニル系樹脂100質量部；及び
 (b) デイソノニルシクロヘキサン-1,2-ジカルボキシレート可塑剤15～150質量部；を
 含有する塩化ビニル系樹脂組成物。

(1) ゲル浸透クロマトグラフィにより測定した微分分子量分布曲線のポリスチレン換算質量平均分子量が165,000以上235,000以下である。

(2) 分子量分布M_w/M_nが2.03～2.22である。但し、M_wはゲル浸透クロマトグラフィにより測定した微分分子量分布曲線のポリスチレン換算質量平均分子量であり、M_nはポリスチレン換算数平均分子量である。

【請求項2】

上記成分(b)が、シス異性体80～100モル%と、トランス異性体20～0モル%との混和物であることを特徴とする請求項1に記載の塩化ビニル系樹脂組成物。但し、シス異性体とトランス異性体との和は100モル%である。

【請求項3】

押出成形用であることを特徴とする請求項1又は2に記載の塩化ビニル系樹脂組成物。

【請求項4】

医療用であることを特徴とする請求項1～3の何れか1項に記載の塩化ビニル系樹脂組成物。

【請求項 5】

チューブ用であることを特徴とする請求項 1 ~ 4 の何れか 1 項に記載の塩化ビニル系樹脂組成物。